

終活情報登録事業について

1 事業概略

市民が病気、事故等により意思表示ができなくなったとき又は死亡したときに備え、終活情報をあらかじめ市に登録し、市が関係機関等の照会に応じて必要な終活情報を提供する制度。本人の意思を尊重するとともに、緊急時や死後の手続きの円滑化や、家族・関係者の負担軽減を図る。

2 登録項目

以下の 10 項目

- ① 緊急連絡先 ② 本籍・筆頭者 ③ かかりつけ医療機関
- ④ 既往歴・現病歴（アレルギー含む）
- ⑤ お薬手帳・リビングウィル（終末期医療への意思）の保管場所
- ⑥ 私の歴史帳（エンディングノート等）の保管場所
- ⑦ 任意後見契約の契約先及び契約書の保管場所
- ⑧ 死後事務委任契約・終活に関する生前契約先及び契約書の保管場所
- ⑨ 遺言書の保管場所
- ⑩ お墓の所在地

3 情報提供先

- (1) 登録票において登録情報を提供可能な者として指定された者（指定者）
- (2) 医療機関
- (3) 警察
- (4) 消防
- (5) 市の福祉関係機関

4 対象者

習志野市に住民登録を有する 18 歳以上の方（本人・成年後見人が登録申請可能）
※ただし、市外者でも市内病院等の施設に入院中の方は対象

5 今後のスケジュール ※令和 8 年度

- 8 月 5 日 福祉問題審議会
- 8 月 19 日 民生委員児童委員全体研修会
- 9 月～10 月 要綱決定、医療機関・消防・警察への周知、申請受付準備
- 11 月 16 日 市議会への重要事項説明
- 11 月 17 日 定例記者会見
- 12 月 1 日 事業開始
- 12 月 21 日 高齢者相談員研修会